

学位論文等審査基準 法学研究科

法学研究科において、学位（修士・博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

【修士課程】

1. 修士論文の評価基準

- (1)それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされているか。
- (2)先行研究を踏まえた問題設定が適切であるか。
- (3)論述が的確であるか。
- (4)専門分野についての深い理解が見られるか。
- (5)論文の体裁を適切に整えているか。

2. 特定課題研究の評価基準

- (1)課題の設定が適切であるか。
- (2)設定された課題について、実地又は文献等による調査研究を踏まえ、客観的・合理的な分析・検討がなされているか。
- (3)論述が的確であるか。
- (4)課題研究の結論ないし課題の解決策が適切・妥当であるか。
- (5)課題研究の体裁を適切に整えているか。

【博士課程】

博士論文の評価基準

修士論文の審査基準に、次の項目を加える。

1. 国内外の権威ある専門学会誌等の査読付論文の内容が含まれているか。
2. 専門分野に関する研究の方法が熟達していると認められるか。
3. 高度な学術を研究するに不可欠な学識が備わっているか。
4. オリジナリティーの高い研究を遂行する能力を示す水準であるか。
5. 実務の発展に貢献する研究であるか。